

4. 高齢者虐待防止について

平成28年2月5日に公表した高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果のとおり、平成26年度に全国で約1万6千件の高齢者虐待事案が発生し、引き続き増加傾向にある。さらには、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待をはじめとする事案が複数報道される状況にある。

利用者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設等でそのような事案が発覚していることは、決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であることから、去る2月19日、老健局長通知を発出し、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実・強化や管内市町村への周知等についてお願いしたところである。

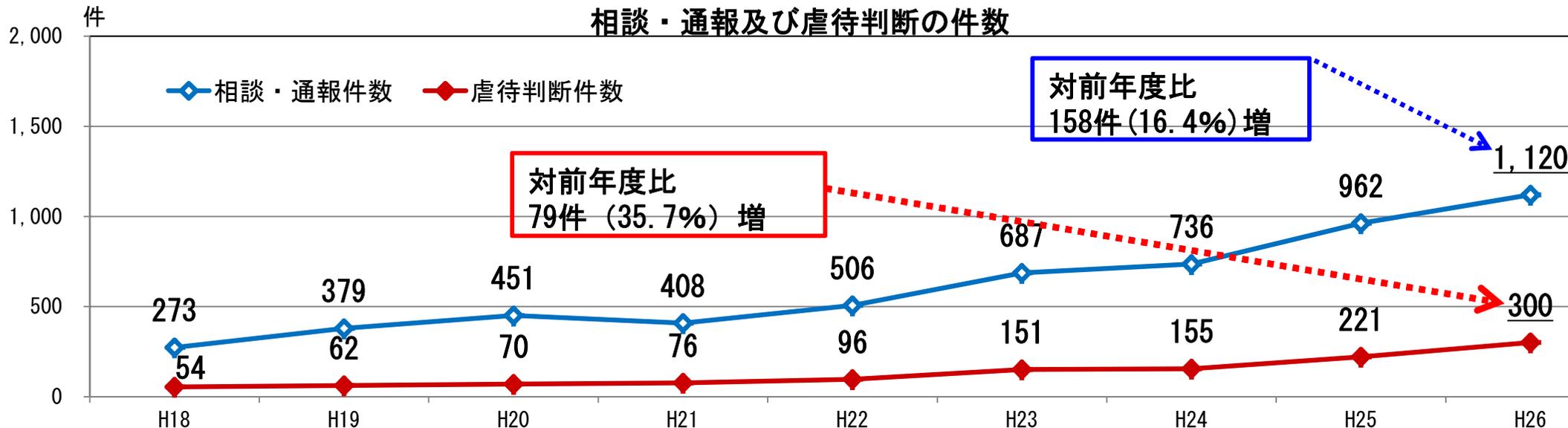
また、3月18日には、高齢者虐待防止施策の推進を目的として、先進的に取り組む市町村の職員を招いたセミナーを開催することとしているので、管内市町村に対し、積極的に参加されるよう、ご周知いただきたい。

高齢者虐待防止法では、住民に最も身近な行政主体である市町村が、第一義的に虐待の通報を受け、高齢者の保護や養護者の支援等の役割を担うこととされている。一方、都道府県は、介護保険法や老人福祉法の権限行使をはじめ、広域的な観点から市町村に対する必要な助言、高齢者を分離保護するための居室確保、専門的人材の育成等を行うことが求められている。このため、市町村と都道府県とが緊密に連携し、共同して適切に対応し、高齢者の権利擁護に努められるよう、併せてお願いする。

高齢者虐待防止法に基づく調査結果の概要（平成26年度）

介護施設従事者等による虐待

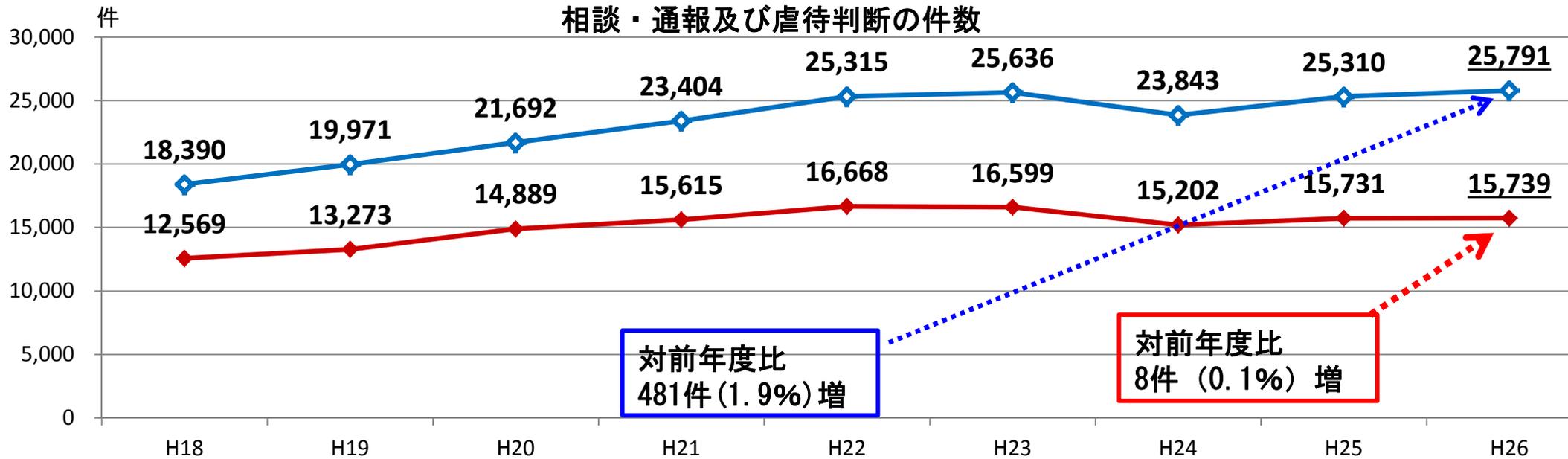
相談・通報及び虐待判断の件数



主な特徴	介護施設従事者等による虐待
虐待者の状況	男性の比率が高い(59.3%) (参考)介護従事者男性割合(21.9%)
通報者・通報後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設職員が24.0% 通報から事実確認開始まで6日、虐待確認まで12日(中央値)
主な発生要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 教育・知識・介護技術等に関する問題 (62.6%) 職員のストレスや感情コントロールの問題 (20.4%)
要介護度・認知症等との関係	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の割合が多い。(認知症日常生活自立度Ⅱ以上:77.3%) 入所系施設において、認知症がある場合、「身体的虐待」が多い。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 虐待判断事例のうち、虐待等による死亡事例なし 特養が31.7%、有料老人ホームが22.3%。 虐待防止対応の体制整備等が進んでいる市町村ほど、高齢者人口当たりの虐待判断件数が多い傾向が見られる。

養護者(家族等)による虐待

相談・通報及び虐待判断の件数



主な特徴	養護者(家族等)による虐待
虐待者の状況	息子が40.3%、夫が19.6%、娘が17.1%
通報者・通報後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員が30.0% ・通報から事実確認開始まで0日、虐待確認まで1日(中央値)
主な発生要因分析	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待者の介護疲れ・介護ストレス (23.4%) ・虐待者の障害・疾病 (22.2%)
要介護度・認知症等との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の割合が多い。(要介護認定者に占める認知症日常生活自立度Ⅱ以上の割合:69.9%) ・要介護度、認知症日常生活自立度、寝たきり度が高くなると、「介護等放棄」が高まる。また、虐待の程度の深刻度が重くなる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待判断事例のうち、虐待等による死亡事例 25件、25人 ・介護保険サービスを受けているケースは他に比べて虐待の深刻度が低い。 ・虐待防止対応の体制整備等が進んでいる市町村ほど、高齢者人口当たりの虐待判断件数が多い傾向が見られる。

高齢者虐待調査の結果を踏まえた地方公共団体の対応の強化（老健局長通知）

- ・ 高齢者虐待はあってはならないもの。市町村等の体制整備の充実が重要。
- ・ 調査結果の公表後、これまでの国の通知を補完する内容の通知を发出（平成28年2月19日老発0219第1号）。

基本的事項

○市町村等の体制整備

- ・ 相談・通報受付窓口の設置・周知、閉庁時間の対応
- ・ 事実確認手続きの標準化
- ・ 市町村と都道府県のさらなる連携強化推進

○国の予算事業（高齢者権利擁護等推進事業）の活用

- ・ 都道府県実施研修、高齢者虐待防止シェルターの確保、弁護士等の専門職による権利擁護相談窓口設置等が対象。

未然防止

- ・ 施設従事者等への研修
- ・ 地域住民への啓発
- ※高齢者権利擁護等推進事業の活用
- ・ 介護保険サービスの適切な活用
- ・ 認知症の人の理解を深めるための普及啓発

早期発見

- ・ 虐待防止対応の体制整備の推進
- ・ 虐待防止対応の相談・通報制度の周知を推進
- ・ 発生した虐待事案の分析
→虐待の兆候等を把握し、早期発見につなげる。

迅速かつ適切な対応

- ・ 価値観や感情が入りやすいという高齢者虐待に関する情報の特質を捉えた情報確認
- ・ 曖昧な情報をできるだけ数値化し、事実確認開始までの期間等を短縮

先進的な取組事例の紹介

- ・ 緊急性の高い事例への即応体制の整備
- ・ 独自マニュアルの作成、公開
- ・ 状況に応じて関係者を招集した会議
- ・ 心理相談員等による高齢者・介護者のための相談
- ・ 介護従事者研修用映像を作成し、動画サイトで共有
- ・ 高齢者虐待防止ネットワークの構築促進